

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人いきたす（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、代表理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、役職員及び外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施

- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第 3 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 4 号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(内部通報制度)

第 6 条 この法人は、この規則で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報に接した役職員が、その情報を事務局へ直接提供することができる内部通報制度を構築する。内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」をこの法人に設置・運営する。

- 2 内部通報制度等を通じて情報を受け取った事務局職員は、迅速、且つ適切に対応する。
- 3 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
- 4 誠実かつ正当な目的で情報を提供した役職員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを行わない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 10 日から施行する。(令和 3 年 4 月 9 日理事会決議)